

茨城県私立高等学校の専攻科 奨学のための給付金【家計急変世帯への支援】のご案内

1. 制度の概要

すべての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる低所得世帯に対して、奨学のための給付金を支給します。

家計急変により保護者等の収入が激減し、私立高等学校の専攻科奨学給付金対象と見込まれる世帯を対象に給付を実施します。

2. 支給要件

令和8年7月1日（基準日）現在、次のすべての要件を満たすこと。

※ 7月1日現在の状況によることとしているものについては、7月以降に家計が急変した世帯に対しては、家計急変が生じ申請した月の翌月（家計急変が生じ申請した日が月の初日である場合は、その月）の1日現在の状況によることとします。

○ 家計急変により道府県民税所得割及び市町村民税所得割（以下、住民税所得割額という）が非課税もしくは105,500円未満である世帯に相当すると認められる世帯、又は扶養する子どもが3人以上おり家計急変により住民税所得割額が264,500円未満である世帯に相当すると認められる世帯。

＜非課税の世帯に相当すると認められる世帯の例＞

この表に該当しない場合は、事務室にお問い合わせください。

世帯構成	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
年収見込額	1,716,000 円未満	2,216,000 円未満	2,716,000 円未満	3,216,000 円未満	3,704,000 円未満

※ 提出書類を基に家計急変発生後1年間の年間総所得金額を推計し、家計状況を確認のうえ、支給を決定する。

※ この場合の年収とは、会社員の場合は総収入、自営業の場合は営業所得をいいますが、個人事業主の場合は算定方法が異なります。

※ 年収見込計算方法（会社員の方）

直近3ヶ月の平均給与月額×12月（あくまでも所得の目安であり、個別に判定します。）

※ 災害などに起因しない自己都合による離職（定年退職など）は、家計急変の対象とはならない。

※ 収入見込額には、退職金、失業手当は含めないものとする。

○ 保護者、親権者等が、茨城県内に在住していること。

（茨城県内の高校に在学する生徒で、保護者が茨城県外に在住している場合は、保護者が在住する都道府県に申請することとなります。）

○ 平成26年4月1日以降の入学者であること。

3. 支給額（1人あたり）

- 以下の給付額（年額）を12で除して得た額に、家計急変が生じ県へ申請した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から令和9年3月までの月数を乗じて得た額を給付する。

①住民税所得割額 非課税の世帯	52,100円
②住民税所得割額 105,500円未満の世帯（①を除く）	17,370円
③住民税所得割額 264,500円未満で扶養する子が3人以上いる世帯（①、②を除く）	13,030円

※ ②、③の支給対象者のうち、国籍が日本国以外で、所定の在留資格を満たさない場合、支給額は年額10,420円となります。

※ また、令和8年4月1日以降に入学し、在留資格が「特定活動」、「留学」等の生徒は、支給対象外となります。

※ 詳細は、【家計急変・専攻科】「奨学のための給付金」対象者及び給付額等確認シートを御覧ください。

4. 申請方法

別添、【家計急変・専攻科】「奨学のための給付金」対象者及び給付額等確認シートで、どのケースに該当するかを確認のうえ、記載の提出書類を提出してください（郵送可）。

申請書等は、茨城県教育委員会のホームページからダウンロードしていただくか、以下の問い合わせ先までお申し出ください。

- ◆茨城県教育委員会 > 学校教育 > 私立学校 > 私立高等学校等の生徒に対する就学支援
> 専攻科の生徒への奨学のための給付金

<https://kyoiku.pref.ibaraki.jp/gakko/private-schools/school-attendance-support/page-36631/>

5. 申請期限

令和9年2月26日（金）まで随時受付

※ 申請月が遅くなるとその分給付額が減額されますので、家計急変が発生した際には速やかにご相談、申請をお願いします。

6. 給付時期

申請からおおよそ4か月後

【申請書等提出先・問い合わせ先】 平日 9:00～17:00

〒310-8588 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県教育庁総務企画部私学振興室

TEL 029-301-2249